

周産期医療体制のあり方に関する検討会 開催要綱

1. 目的

平成 22 年に現行の周産期医療体制整備指針が示されたが、周産期母子医療センターの災害対策、産科危機的出血への対応など、新たに解決すべき課題が認められるようになった。(指針によって都道府県が策定する周産期医療体制整備計画はおおむね 5 年ごとに変更(「周産期医療の確保について」平成 22 年医政発 0126 第 1 号)。)また、周産期医療に従事する医師の地域偏在等の問題が指摘され、新たな周産期医療体制整備の方向性を示す必要性が生じている。さらに、平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働特別研究事業である「持続可能な周産期医療体制の構築のための研究班」が周産期医療体制の課題整理や周産期医療体制に関する将来推計に基づいた研究を行った。

これらの課題整理を踏まえ、平成 27 年度内に周産期医療体制のあり方に関する検討会を開催し、周産期医療体制整備指針の改定も含めた議論を行う必要がある。

2. 構成員

- (1) 周産期医療分野の有識者で構成する。
- (2) 座長は構成員の互選による。
- (3) 座長が必要と認める場合は、構成員以外の出席も可能とする。

3. 検討内容

- (1) 周産期医療体制のあり方を検討すること
- (2) 周産期医療体制整備指針の改定ポイントを明示すること
- (3) その他

4. 日程

平成 27 年度内に 4 回～5 回開催し、年度内をめぐりとりまとめ予定。

5. 検討の場

公開の検討会で行い、議事録は公開する。

6. 事務局

当検討会の庶務は医政局地域医療計画課が行う。